

令和 6 年 8 月 5 日
長 寿 あ ん し ん 課

～和光市介護保険利用料助成事業要綱等の改正について～

【 1 . 和光市介護保険利用料助成事業要綱の改正】

和光市介護保険利用料助成事業要綱を改正します。改正内容等は、次のとおりです。

※当該要綱は例規調整中につき、詳細が変更になることがあります。

(1) 要綱改正の経緯

高齢者人口増加に伴い介護サービス利用者の増加が見込まれている中で、事業の持続可能性を確保し、また、長寿あんしん課の他の事業との整合性を図るため、対象者の見直しを行うこととなりました。また、対象者に分かりやすい事業を目指すため、事業の運用実態と合わせた要綱の整備を行うこととなりました。

(2) 主な改正内容

	改正の概要			改正目的・理由
1	目的	第 1 条	助成の対象サービスのうち、第 1 号訪問事業については訪問型サービス A に限り、第 1 号通所事業については通所型サービス A に限ることを加える。	事業対象の明確化
2	対象者	第 2 条	＜改正前＞介護保険料所得段階 1 段階（被保護者除く）の者、2 段階の者、3 段階の者、第 4 段階に該当する者でその者が属する世帯の主たる生計維持者の合計所得金額が 1 4 5 万円以下の者、準用対象者。 ＜改正後＞介護保険料所得段階 1 段階（被保護者除く）の者、2 段階の者、3 段階の者。	対象者の範囲を、課内の他の事業と整合性を図る。事業を真に必要とする方に助成を行う。

3	対象利用料	第3条	対象の利用料について、申請日の属する月以降に助成認定者が受けた介護保険サービスに係るもの（介護保険サービスを受けた日が請求日の属する月の2年前の同月前のものを除く。）を加える。	対象利用料の明確化
4	助成額	新第4条	第2条の対象者の変更に合わせて、一部の助成額を削除する。また、助成額の1円未満の端数は切り捨てることについて加える。	助成額を対象者の範囲に合わせるとともに、端数の取り扱いを明確化
5	助成の認定申請	新第5条	助成認定にかかる審査の方法等を加える。	審査の方法等の明確化
6	申請事項変更の届出、請求	新第6条 新第7条	申請事項の変更、利用料の額について、公募等でその事実確認が可能となることを加える。	運用実態に合わせ、明確化
7	様式	第1、2、5号	改正内容に合わせた様式に変更する。	

(3) 施行時期（予定）

令和6年10月1日

(4) 周知方法（予定）

今後は、事業のさらなる周知を行い、経済的な負担軽減を真に必要とする対象者に利用を促すことに努めます。対象者に対し郵送による通知、また、市内包括支援センター及び居宅介護支援事業者にメールをして周知いたします。

【2. 和光市高齢者支援住宅家賃助成要綱及び

和光市グループホーム等入居家賃助成要綱の改正】

和光市高齢者支援住宅家賃助成要綱及び和光市グループホーム等入居家賃助成要綱を改正します。

改正内容等は、次のとおりです。

※当該要綱は例規調整中につき、詳細が変更になることがあります。

(1) 要綱改正の経緯

対象者の見直しはありませんが、現在の要綱で明確にされていない事務手続きについて明確化を行うものです。

(2) 主な改正内容

【和光市介護保険利用料助成事業要綱の改正】の主な改正内容のうち、4. 助成額、5. 助成の認定申請、6. 申請事項変更の届出、請求、7. 様式 に該当する部分を改正いたします。

(3) 施行時期（予定）

令和6年10月1日

(4) 周知方法（予定）

対象者については見直しを行わないため、今回の要綱改正についての特別な周知は行わない予定です。

以上